

公益社団法人 日本スカッシュ協会

利益相反管理規程

第1条（目的）

本利益相反管理規程（以下「本規程」という）の目的は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という）の運営規則第24条に規定された利益相反の防止及び開示に関する基本的な考え方を明確に理解した上で、本協会の事業活動における権限の適正な行使を担保し、国民や社会からの信頼を確保することにある。

第2条（定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、ある行為により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為や、他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。
- (2) 「直接取引」とは、自己または第三者のために本協会と取引をすることをいう。なお、このうち自己のためにする場合を「自己取引」という。
- (3) 「間接取引」とは、自己または第三者のために、本協会と利益が相反する取引をすることをいう。

第3条（本規程の適用対象者）

本規程の適用対象者は、以下の各号の全てとする。

- (1) 本協会の役員及び職員（以下「役職員」という）
- (2) 運営委員
- (3) コーチ・指導者（以下「指導者等」という）
- (4) 審判員

第4条（競業避止義務）

本協会の役職員、運営委員、指導者等、審判員（以下「役職員等」という）は、自己または第三者のために、本協会の事業の部類に属する取引をしてはならない。

第5条（本規程の適用対象行為）

本規程における規律の対象となる行為は、以下のとおりとする。

- (1) 役職員等による取引
- (2) 代表選手選考
- (3) 審判員の選定
- (4) 不祥事処分

第6条（利益相反行為の禁止）

前条に規定する行為が利益相反に該当する場合は、原則として本協会による承認が得られない場合を除いて禁止とする。ただし、客観的に利益相反行為による影響が小さい場合にはこの限りではない。

- 2 本協会は、利益相反と思慮される行為が発生した場合には、理事会で審議の上相当と認める場合は、利

益相反と思慮される行為を承認する。

第7条（理事の義務）

前条の定めにかかわらず、第3条にて定める対象者のうち、理事は、直接取引及び間接取引において利益相反行為となるおそれがある場合には、理事会に対して事前取引内容を開示・申告し、理事会による承認を受けなければならない。申告を受けた理事会は、速やかに理事会を招集し、必要であれば申告した理事に対して取引の公正性を示す証憑類の提出を求め、利益相反行為に該当するか否かの判断を行い、承認に関する決議をとる。この場合、申告した理事は議決権を有しない。

- 2 前項の決議に至った内容は議事録に記載をし、直ちに申告した理事へ結果を報告する。なお、理事会は、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

第8条（情報開示）

本協会は、本規程の取り組み状況を開示する。また、本規程を役職員等へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する。

第9条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、令和5年(2023年)6月18日から施行する。

(令和5年5月20日理事会決議)

【参考】

第2条(3)

役職員等の債務に対する法人の保証が典型例で、保証契約自体は第三者である債権者と保証人である法人との取引であるが、保証されることで債務者である役職員等の利益となり、実質的には役職員等の利益（保証してもらう利益）と法人の利益（保証の負担が無い利益）が相反する。

第4条1項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第84条・第92条

【本協会と役職員等の取引の具体例】

（直接取引）役職員等と本協会の間で行われる売買契約

本協会から役職員等への金銭の貸付

本協会から役職員等への金品の贈与

（間接取引）本協会が、役職員等の第三者に対する債務を保証する行為

役職員等の第三者に対する債務を担保するため本協会の資産に担保を設定する行為

本協会が、役職員等の第三者に対する債務を引き受ける行為